

退職後の健診について

在職中は、共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが、退職後はどんな健診が受けられますか？



退職後は、再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。当支部の人間ドック事業（Web による申込、自己負担額の補助等）は、一般組合員及び短期組合員のみ対象の事業のため、任意継続組合員及び被扶養者の方は対象外となります。

40 歳から 74 歳までの任意継続組合員及び当支部組合員の被扶養者は、**自己負担なし**で「特定健康診査」が受診できます。特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、生活習慣病のリスクの有無を検査することを目的とした健診です。対象者には7月下旬に自宅住所へ「特定健康診査受診券(セット券)」を送付します。

なお、年度途中で資格を取得した方及び資格を喪失される方には自動発行しませんので、受診券を希望される場合は、健康管理係まで御連絡ください（発券には1週間から10日程要します。）。

特定健診の受診方法については、「指定の医療（健診）機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。受診券が届きましたら、健診機関へ事前予約をしてください。



【特定健康診査の受診機関について】

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/tokutei/tokuteikensinjusinkikan/index.html>

「特定健康診査」は
**自己負担
なし**
で受診できます。



令和8年度の受診券の
利用期限は
令和9年3月31日
です。
期限内の受診を
お願いします。

資格喪失後の利用
はできません

